

柏崎市市有財産売却に係る公募型プロポーザルについて

1 売却市有地

日石町5街区：5, 557. 59㎡（柏崎市日石町1562-1ほか2筆）

2 募集内容

宿泊機能主体のホテル建設を必須条件。なお、次のア～キのいずれも該当すること。

ア 客室は140室以上であること。

イ ビジネス目的や観光目的等の利用に応える運営であること。

ウ 宿泊施設内に主に宿泊者への食事提供を行うための食品衛生法第55条に規定する飲食店営業許可を受けた施設を備えること。

エ 食事提供に際し、市内産食材を積極的に活用すること。

オ ホテル施設の従業員は、市内在住者を優先して雇用するよう努めること。

カ 施設整備について、工事発注や資材調達において市内事業者の活用に努めること。

キ 市及び地域経済団体等の活動に積極的に協力すること。

3 売却条件

(1) 最低売却価格

81,000,000円（不動産鑑定評価額：令和6(2024)年10月1日時点）

※鑑定評価額は、更地価格から土壌汚染対策費用を控除して決定されています。

(2) 開発の履行

売買契約を締結した日から起算して1年以内に提案内容に即した事業に着手し、売買契約を締結した日から起算して3年以内に完成させなければならない。ただし、本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 事業の継続及び所有権移転の制限

買受人は、物件引渡し日から10年間は提案した事業計画を変更できず、また、同期間は土地の所有権を第三者に移転してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、自ら本件土地を取得し、開発・運用する者であること。なお、複数の者が共同で参加することを可能とする。

5 実施日程（※いずれも予定）

(1) プロポーザルの公告	令和6(2024)年	11月	5日	(火)
(2) 参加意向申出書の提出	〃	11月	29日	(金)
(3) 提案書等の提出	令和7(2025)年	1月	9日	(木)
(4) 提案書等の審査及び評価	〃	1月	21日	(火)

6 選定委員の構成

(1) 学識経験者	1名
(2) 関係団体の代表者	2名
(3) 市職員	4名

7 提案書等の審査及び評価

評価基準及び配点（100点満点）

(1) 事業者の適格性	10点
(2) 実施内容及び実施方法	65点
(3) 買受提案価格	25点

